

【縦覧部分】

案件番号	2
除外理由	従業員用駐車場、業務用鉄骨資材・製品の保管場所及び通路・回転場設置のため

2 除外要件の検討

(1) 農振法（法第13条第2項）

	要 件 等	検 討 結 果	
		○×-	判 断 理 由
1 号	○農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域外の区域内の土地をもって代えることが困難である。	○	<p>今回、事業計画者である鉄工所は現在1444番6の工場を中心に関骨を加工し発注元の現場で建設施工を実施しているが、従業員用駐車場、保管及び作業する敷地が手狭になり関骨資材を現在の敷地に保管する事が出来ない状態にあり、加工前の鉄工資材や加工後の鉄骨資材を発注元の現場に保管している状況である。</p> <p>事業計画者としても、年々受注が増加しており、現在の鉄骨資材の保管方法では保安上も業務の効率上も不安であり、業務の安全保全と効率向上を図り一層の発展のために申請地を従業員用駐車場、業務用鉄骨資材・製品の保管場所及び通路・回転場として変更を申請するものである。</p> <p>なお、事前に事業計画予定地近くにある周辺地で代替地を検討したが、いずれも土地の不調等に終わった。</p> <p>事業地は、従業員用駐車場、業務用鉄骨資材・製品の保管場所及び通路・回転場として、過大ではなく妥当な規模である。</p>
	・具体的な計画があり、不要不急でない。	○	
	・施設の規模やそれに伴う除外面積が過大でない。	○	
2 号	○農用地区域内における農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがない。	—	該当なし
	・農作物の生産振興や産地形成に支障を及ぼすおそれがない。	—	
	・農業を担う者が特定されている又は農業を担う者の確保が見込まれている土地ではない。	—	
	・効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び集団化に関する目標の達成に支障を及ぼすおそれがない。	—	
3 号	○農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがない。	○	当該地は一団の農用地の北側の端に位置しており、隣接している農地については、他の農道を利用し、農地への出入り口を確保しているため、除外しても農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと判断される。
	・高性能機械による営農や効果的な病害虫防除等に支障が生じるおそれがない。	○	
	・農業生産基盤整備事業や農地流動化施策への支障が生じるおそれがない。	○	
	・農用地区域を分断しない。	○	
	(分断する場合) 農用地の集団化に支障が生じるおそれがない。	—	

4 号	<p>○農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがない。(関係機関又は客観的資料で確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営規模の大幅な縮小により、担い手等が目指す安定的な農業経営に支障がない。</li> <li>・担い手が経営する一団の農用地の集団化が損なわれない。</li> </ul>	<input type="radio"/>	申請地については、今後も担い手への集積の計画はなく、集団が損なわれるおそれはないことを農業委員会に確認している。
5 号	<p>○計画地及び周囲にため池、排水路等の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良施設の毀損により土砂の流出、洪水等の災害を発生させるおそれがない。</li> <li>・農業用排水施設等について、土砂等の流入による用排水停滞や汚濁水の流入等を発生させるおそれがない。</li> <li>・必要に応じ施設の設置者・管理者等と調整している。</li> </ul>	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	<p>申請地周辺には、排水路等の土地改良施設はあるが、農用地利用計画の変更について事前に下浦地区自治会長の同意を得ており、調整済みである。</p> <p>申請地と隣接地の境界部分に、土手を築き、隣接地へ土砂が流出しないよう留意する。雨水は基本的に地下浸透であるが、豪雨の場合は既存U字溝(またはパイプ)等に流下する計画である。</p>
6 号	○土地改良事業等が実施されている場合、公告による工事完了日の年度の翌年度の初日から起算して8年を経過している。	—	当該地について、土地改良事業等は実施されていない。